○財務省令第三十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十九条の三第十三項の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十一条の十九の五第九項」の下に「、第五十九条の三第十三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第三十九項」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第三十三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第五条第二項第二号中「赤色、緑色及び青色」を「白色から黒色まで」に改め、「それぞれ」を削る。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第三十四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令

（資産再評価法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

一　資産再評価法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第三十七号）第三条第一号

二　酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第七条の五第三項第二号ロ

三　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）第一条第四項第一号

四　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第六条の二第一項第一号

五　地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）第六条第一項第二号イ

六　額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令（平成十三年財務省令第五十六号）第一項第一号

七　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）第二条第二項第一号イ

八　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）附則第三条第一号

九　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号。以下この号において「令和二年改正省令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正省令第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の三第一項第一号及び令和二年改正省令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第二条第一項第一号

（関税法施行規則の一部改正）

第二条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第一条の十第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）に改める。

第二条第一項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。